平成２１年（フ）第２７８８号
福岡市早良区次郎丸４丁目８番15―105号
債務者　星　　浩司
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７８９号
福岡市博多区千代５丁目５番39―1006号
債務者　津田　幸照
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７９０号
福岡県春日市上白水８丁目133番地コンフォート・ヴィラ103号
債務者　本田　　陽
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８０７号
福岡市南区井尻２丁目45番９―202号
債務者　志賀　裕之
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８１０号
福岡県糟屋郡志免町松ケ丘６番103号
債務者　山本　義雄
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８１２号
福岡県大野城市緑ケ丘３丁目15番13号
債務者　安達　千晶（旧姓有馬）
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８１５号
福岡県前原市高田５丁目16番17号
債務者　中田　美佐（旧姓千原）
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８１７号
福岡市東区二又瀬新町10番20号
債務者　比嘉　正樹
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８３６号
福岡市南区弥永５丁目１番２―401号
債務者　木山　新紫
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８３７号
福岡市西区小戸４丁目５番３―305号
債務者　高田　和成
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８３８号
福岡市博多区吉塚３丁目15番15号
債務者　稲冨　公一
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８４８号
福岡県宗像市自由ヶ丘10丁目１番地５フリーヒルズマンション101号
債務者　久保田みどり
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８７８号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋127番地７ヴェルディ坪見Ａ206号
債務者　合屋　哲成
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第６８３号
鹿児島県いちき串木野市美住町131番地
債務者　川口　一孝
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６８６号
鹿児島県鹿児島市小野２丁目20番５号
債務者　壽福　健三
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７３３号
鹿児島県鹿児島市平川町1123番地１　２Ｆ
債務者　広濱　　梓
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７３５号
鹿児島県熊毛郡屋久島町平内319番地
債務者　岡田　久実
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７５１号
鹿児島県鹿児島市武岡２丁目23番地１　市住1843
債務者　前野　和廣
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係